

虹の杜
住宅団
地土地
造成事
業

1 全体の事項

当該事業計画地は良好な自然環境を有する地域であることから、事業の実施に当たっては、地域の生態系の維持と生物多様性の保全に十分留意すること。特に、計画地内周縁部に残る緑地については、現状の保全に努めるとともに、造成緑地の整備に当たっては自然との調和に配慮すること。また、工事が長期間にわたって行われることから、事後調査を適切に実施して工事等に伴う環境への影響を確実に把握するとともに、環境保全上必要な場合には、当該環境影響調査によって講ずることとした保全対策の見直しや、新たな保全対策について検討すること。

2 公害の防止に係る事項

(1) 工事に伴い発生する濁水については、降雨時の監視体制を整備し、保全目標の達成が困難な状況等が認められた場合には、新たな保全対策について検討すること。
(2) 汚水処理施設については高度処理を行うとしているが、その処理過程等を詳細に記述すること。また、下流河川の水質の状況に配慮し、施設の維持管理を適切に行うこと等により、負荷の削減に努めること。
(3) 事業計画地の周辺地区において二酸化窒素が増加しつつあることから、工事中に加えて供用後においても、大気環境への影響を十分把握すること。
(4) 将来の予測交通量による騒音については、新たに用途指定が行われたことから、環境保全目標や予測地点を見直した上で、再度予測及び評価を行うこと。なお、再度予測及び評価を行うに当たっては、既に環境基準を超過している地点に対する奇与分や、新たに環境基準を超過すると考えられる区域及びその範囲を明確にすること。
(5) 土壌汚染に係る現況調査において、ヒ素の溶出試験を追加すること。

3 自然環境の保全に係る事項

(1) 造成緑地の整備に当たっては、表土を活用する等して事業計画地に自生する植物種の再生を図り、良好な自然環境の創出に努めること。また、そのための具体的な整備計画を策定すること。なお、整備計画の策定に当たっては、当該緑地の管理予定者と十分協議を行い、残置森林を含めたこれら緑地の保全・管理の方法を明確にすること。
(2) 事業計画地内に創出するとしているビオトープについては、当該地域の特性を考慮し、生物の多様性に十分配慮した、より具体的な整備計画を策定すること。特に、保全対策において移植するとしているトウホクサンショウウオやタゴガエル等については、生息場所の保全について再検討するとともに、その結果、止むを得ず移植する場合には専門家の指導を受け、移植先地及びその周辺湿地の水生生物相等の調査を十分行って、より具体的な移植計画を策定すること。
(3) 塩沢川の暗渠化を計画していることについて、水生生物の生息、生育環境の保全の見地から、暗渠の構造等を再検討すること。なお、検討に当たっては、十分当該河川の管理者の指導を受けること。
(4) 事業計画地に生息する動物の保全対策として、移動性の高い種は、計画地外に誘導・逃避させるとしているが、逃避先における競合の結果に対する予測及び評価が十分とは認められないため、個体群の保全の見地から再度予測及び評価を行うこと。
(5) 事業計画地内を移動経路としている動物に対して、移動経路の確保を目的とした保全対策を講じるとしているが、その効果が検証できるよう事後調査を行うこと。また、事後調査において、保全対策が十分に目的を果たさないこと等が判明した場合には、専門家の指導を受け新たな保全対策について検討すること。
(6) 事業計画地近傍において営巣が確認されたオオタカに係る予測及び評価においては、具体的な根拠等についても記述すること。また、事業の実施に当たっては繁殖期における工事の影響に十分配慮するとともに、営巣環境の変化を把握するため、専門家の指導を受ける等して事後調査を行い、必要に応じて保全対策を講じること。
(7) ニホンツキノワグマの生息が確認されていることから、その生息に配慮した造成工事の進め方を検討すること。
(8) 事業計画地内に生息しているホトケドジョウについては、平成 11 年 2 月に新たにレッドリストの絶滅危惧種 B 類に加えられたことから、事業の実施にも伴う影響について予測及び評価を行うとともに、必要な保全対策について検討すること。

4 その他事項

(1) 高盛土部分の安定性について、地震時についても検討すること。また、工事中において、工事区域内外の斜面の地盤変状等の把握に努め、特に、降雨時の土砂流出等による災害を防止するため、予期しなかった影響が確認された場合は、必要な対策が適切に行われるよう監視等の体制の整備を図ること。
(2) 事業計画地内には亜炭採掘坑道跡があることから、その分布状況を十分把握した上で、埋戻し等の必要な対策を行い、工事中及び供用後の陥没等による災害の防止に万全を期すこと。
(3) 事業計画地内において移設する高圧送電線鉄塔及び事業計画地に隣接する高所に配置される配水池（配水タンク）については、周辺景観との調和に十分留意すること。
(4) フォトモンタージュ画像による景観の予測は、冬季または落葉時期についても行うこと。